

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAG

INDEX

- ◆消費生活センターに相談しましょう!
- ◆くらしに潜む危険
- ◆訪問販売によるトラブルに気をつけてください!
- ◆架空請求にご用心!



消費生活センターに相談しましょう!

皆さんは「消費生活センター」をご存じですか?

消費生活センターは、消費者と事業者との間に発生した商品やサービスの契約に関するトラブルや、製品事故、借金などの消費生活に関する相談を受け付けている行政機関です。

専門の相談員がトラブルを解決するための助言やお手伝いをしています。電話はもちろん、対面での相談も受け付けています。相談は無料なので、不安なことや困ったことがあった時は、1人で悩まず相談しましょう。





宮城県消費生活センターへ相談しましょう!

022-261-5161

平日:9時~17時 土日:9時~16時 ※祝日・年末年始はお休みです。



くらしに潜む危険

長い冬も終わり、周りの景色もいよいよ春めいてきました。新生活を始める方、衣替えをする 方、花見など行楽に出かける方…、色々な計画を立てられているかと思います。しかし、その 中で製品事故を起こしケガをしてしまったら楽しい計画も台無しです。取扱説明書をよく読み、

安全に製品を使うようにしましょう。

充電中にやけど

事例

スマートフォンを充電中、ACアダプ ターのコネクター(マイクロUSB) が発熱し、手にやけどを負った。 (2014年4月 神奈川県)

原因

充電器のコネクターをスマート フォンに接続する際に力を加え たため内部が変形し、端子間が ショートしてスパークが発生、 異常発熱したものです。





- コネクターを接続する際は、接続の方向を 確認してまっすぐに挿入してください ・コネクターに液体 (汗や飲料水) や異物 (細かいゴミや金属片など) を付着させな いでください。
- 度曲がってしまったコネクターは使用しないでく ださい。

コーヒーが突然沸騰してやけど

マグカップにコーヒーを入れて電子レンジ で加熱して取り出したところ、突然飛び散って顔にやけどを負った。

(2012年11月 東京都)

飲み物用ではなく自動用の 温めキーで加熱したため、 過熱状態となり、取り出し た際の振動で突沸現象を起 こしたものです。



- ・飲み物(水・牛乳・酒・コーヒーなど)やカレー、シチューなどのとろみのあるもの などは、加熱中や加熱後に突然沸騰して飛 び散ることがあります。
- 少量の食品は自動ではなく、手動で様子を見ながら 加熱してください。飲み物は加熱前にスプーンなど でかき混ぜて突沸が発生しないようにし、加熱し過 ぎた場合は、冷ましてから取り出してください。



このマーク は取り扱い を誤った場 合、重篤な 被害を負う ことが予想 されますの で注意をお 願いするも のです。

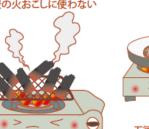
カセットこんろは正しく使いましょう!!



並べて使用しない。 カセットこんろを覆うような大きな 鉄板などを使用しない

使用しないでください。







五徳を裏返したまま使わない

を着しなかれていたが かボ 引 っシ が火しま かんたん しめ正

- ・五徳を裏返したままで点火すると、炎が本体に回 り込んで機器の下部から炎が出ます。
- カセットボンベは正しく装着しないとガスが漏れ て引火するおそれがあります。また、高温になる 場所に置くと、内圧があがって破裂するおそれが あります。

さい。放射熱によりカセットボンベが熱されて 破裂します ・カセットこんろは炭の火おこしなど調理以外に

独立行政法人製品評価技術基盤機構

・カセットこんろを並べたり、カセットこんろを 覆うような大きな鉄板などは使用しないでくだ



「新生活スタート くらしに潜む危険 etc.」より抜粋

●石油暖房器具をしまう時の注意点●

- ①灯油がなくなるまで、残さず燃やす。
- ②本体やフィルターなどしっかり掃除する。
- ③カートリッジタンクを乾燥させる。
- ④ビニール袋や買った時の梱包材に入れて収納する。乾燥剤を入れておくと効果的です。 ※石油ファンヒータには、パソコン同様マイコンチップなどの電子部品が使われているた め、高温下では劣化してしまうことがあります。庭先にあるスチール製物置には収納せず、 屋内に収納するようにしましょう。



余った灯油の持ち越しは変質してしまうため禁物です!変質灯油を使用すると、消 火不良を起こす場合があり、場合によっては火災などにつながる恐れがあります。



訪問販売によるトラブルに気をつけてください!



訪問販売によるトラブルがなかなか後を絶ちません。契約する際は、よく考えてから契約するようにしましょう。

【事例1】

排水管の点検をしてまわっているという業者が訪問してきたので、見てもらうことにした。油汚れがひどいので高圧洗浄を勧められ、安くすると言われたので契約した。契約書 を確認すると工事開始後に施行内容が変更になる場合があると記載されていた。 そのような説明はなく、不安になったので解約したい。

【事例2】

訪問販売で子供用の学習教材を50万円で契約した。説明が不十分で不審に感じたので解約したいと思っているが、クーリング・オフできるだろうか?

☆トラブルに遭わないために☆

- ・必要のないものはキッパリ「いりません」と断りましょう。
- 契約する際は慎重に!相手の話をうのみにせず、自分でもよく調べ、不明な点はしっかり確認してから契約するようにしましょう。
- ・もし契約してしまっても訪問販売の場合、契約書面を受け取ってから8日以内であれば「クーリング・オフ(一定期間内であれば理由不要で一方的に契約を解消できる制度)」することができます。また、期間を過ぎていても解約できる場合があるので、あきらめずに消費生活センターに相談しましょう。

インターネットやケーブル TV などの通信に関する契約は、訪問販売であってもクーリング・オフすることはできません。契約する際は、よく検討するようにしましょう。

架空請求にご用心!

『以前契約した訪問販売会社から未納料等が契約違反にあたるため、訴状が裁判所に提出 された。期日までに連絡がなければ、財産を差押えると言った内容の「契約係争通知書」 というはがきが届いた。』

『貴方が登録しているサイトの利用料金が未納だ。穏便に和解処理を望む場合は、大至急本人自ら申請を行うように。無視するようであれば法的措置をとる、といったメールが 届いた。』



などといった架空請求に関する相談が寄せられています。

架空請求は、身に覚えのない請求に関するメールやハガキが弁護士や公的機関のような名称から届き、「裁判にする」「財産を差し押さえる」などの文面で消費者の不安を煽り、消費者が業者に連絡を取るよう仕向ける手口です。1度連絡を取ってしまうと、しつこく連絡されたり金銭を要求されたりします。

●被害に遭わないために●

- 身に覚えがなければ連絡せずに無視しましょう!
- 「身に覚えがない場合も連絡して」と書いてあっても、連絡してはいけません!
- 請求された内容について不明な点があったり不安な場合は、ハガキの差出人に連絡するのではなく、お住まいの地域の消費生活相談窓口に相談しましょう!

困ったとき、わからないときは…

北部地方振興事務所 栗原地域事務所 県民サービスセンター

0228-23-5700

北部地方振興事務所県民サービスセンター 0229-22-5700

仙台弁護士会 古川法律相談センタ

栗原圏

仙台圏

気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター 0226-22-7000



0226-22-8222

気仙沼·本吉圏

東部地方振興事務所 登米地域事務所 県民サービスセンター

0220-22-5700

0220-52-2348



東部地方振興事務所県民サービスセンター

0225-93-5700

0225-23-5451

0229-22-4611 宮城県消費生活センタ-

022-223-2383

仙南圏

大崎圏

大河原地方振興事務所 県民サービスセンター

0224-52-5700

0224-52-5898

相談受付時間

◆宮城県消費生活センター

平日9:00~17:00 $+\cdot \exists 9:00 \sim 16:00$ ※祝日・年末年始はお休みです。

各地方振興事務所 県民サービスセンター

月~金曜日 9:00~16:00 ※土・日・祝日・年末年始はお休みです。





消費生活センター・県民サービスセンターでは

-)消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決する ためのお手伝いをします。 ●電話でも、窓口に来られても結構です。 ●無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

~ J

●県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律 相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

◆仙台市消費生活センター

022-268-7867

◆東北経済産業局 消費者相談室

022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

◆東北財務局金融監督第三課

022-266-5703

0570-031640 ◆日本クレジットカウンセリング協会

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの 電気通信サービス相談窓口

◆東北総合通信局

情報通信部 電気通信事業課

022-221-0632

◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活 相談窓口を設置しています。



発行/宮城県消費生活センター